

プラスチックの一括回収 について

- 1 法律の概要
- 2 令和7年4月からの変更内容
- 3 プラスチックの一括回収

1 法律の概要

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応として、
包括的にプラスチックの資源循環体制を強化のため、
令和3年6月に公布、令和4年4月から施行されました。

市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集
(容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収)等の
努力義務が規定されました。



2 令和7年4月からの変更内容

令和7年4月から実施する内容

- 1 | 容器包装プラスチックと製品プラスチックを「プラスチック」として一括収集
- 2 | プラスチックとペットボトルの収集日を「隔週水曜日」から「毎週水曜日」に変更
- 3 | 資源物の収集日を「月2回」から「隔週」に変更

3 プラスチックの一括回収

現行

容器包装プラスチック 



ペットボトル



変更後(一括回収)

容器包装プラスチック 



製品プラスチック



ペットボトル



- ペットボトルの出し方は変更なし
- 収集日は「毎週水曜日」に変更となります

3 プラスチックの一括回収

実際に何が「製品プラスチック」として
出せるようになるのか？



製品プラスチックの例



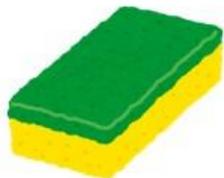
硬いプラスチック
(弁当箱、コップ、バケツ、ハンガーなど)



カゴ、桶、椅子



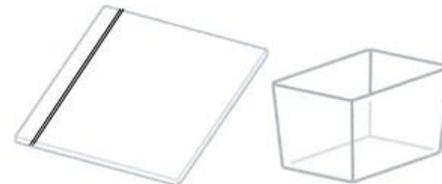
プランター、植木鉢、じょうろ



スポンジ



歯ブラシ



ケース
(CD・DVD、小物入れなど)

3 プラスチックの一括回収

対象とする製品プラスチックの基準

- ・ 100%プラスチックでできているもの
- ・ 汚れていないもの
- ・ 厚さが5mm以下のもの
- ・ 1辺の長さが30cm未満(切断等を行い、30cm未満にすれば可)

大きさ別 分別方法	30cm未満	プラスチック資源
	30cm以上・50cm未満	可燃ごみ
	50cm以上	粗大ごみ

- ・ 一部金属等が含まれるが例外的に対象とするもの
洗濯バサミ、ピンチハンガー、布団バサミ、シャーペン・ボールペン
シャンプー等ボトル類、ポリタンク(30cm未満にすれば可)



3 プラスチックの一括回収

製品プラスチックとして回収できないもの

※ 以下のものはプラスチックが使われていても回収不可のためご注意ください

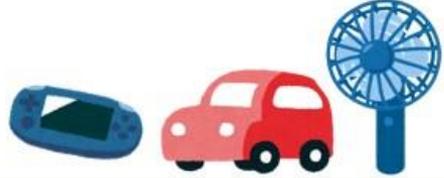
- **プラスチックでできていないもの**
ゴム・シリコン・樹脂製のものなど



- **強化プラスチックでできているもの**
テニスラケット、ゴルフクラブ等のスポーツ用品など



- **電池、電気で動くもの**
ハンディファン、おもちゃなど



- **刃物、医療用廃棄物などの危険物**
はさみ、カッター、カミソリなど



- **火災の恐れがあるもの**
スプレー缶、ライター、モバイルバッテリーなど



ご協力よろしくお願ひします。

